

○隊員の葬喪に関する達

昭和37年6月30日
海上自衛隊達第52号

- 改正 昭和37年8月1日 海上自衛隊達第59号〔第1潜水隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達10条による改正〕
- 昭和38年4月1日 海上自衛隊達第40号〔海上自衛隊東京業務隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理等に関する達11条による改正〕
- 昭和40年1月30日 海上自衛隊達第7号〔第1潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達23条による改正〕
- 昭和40年3月25日 海上自衛隊達第25号〔小月教育航空群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達12条による改正〕
- 昭和42年3月3日 海上自衛隊達第13号〔第1次改正〕
- 昭和42年7月28日 海上自衛隊達第44号〔自衛隊法第17条の2の改正規定の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達1条による改正〕
- 昭和42年9月30日 海上自衛隊達第53号〔呉潜水艦基地隊の新編等に伴う関係達の整理に関する達13条による改正〕
- 昭和43年3月15日 海上自衛隊達第11号〔中央通信隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕
- 昭和44年7月29日 海上自衛隊達第40号〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕
- 昭和44年9月30日 海上自衛隊達第51号〔海洋業務隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕
- 昭和45年9月24日 海上自衛隊達第72号〔第2次改正〕
- 昭和46年4月1日 海上自衛隊達第17号〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕
- 昭和48年10月16日 海上自衛隊達第49号〔第2潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕
- 昭和51年5月11日 海上自衛隊達第15号〔海上自衛隊警務隊の運用等に関する達の一部を改正する達附則5項による改正〕
- 昭和52年12月27日 海上自衛隊達第21号〔海上自衛隊潜水医学実験隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕

昭和53年6月30日 海上自衛隊達第24号〔開発指導隊群の新編等に
伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕

昭和55年3月13日 海上自衛隊達第6号〔海洋業務群の新編等に伴
う関係海上自衛隊達の整理に関する達10条による改正〕

昭和55年12月5日 海上自衛隊達第26号〔海曹長階級の新設に伴う
関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

昭和56年2月10日 海上自衛隊達第7号〔潜水艦隊の新編に伴う関
係海上自衛隊達の整理に関する達1条による改正〕

昭和56年3月26日 海上自衛隊達第15号〔音響業務支援隊等の新編
等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕

昭和57年3月13日 海上自衛隊達第4号〔電子業務支援隊の新編に
伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕

昭和57年5月27日 海上自衛隊達第17号〔誘導武器教育訓練隊等の
新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕

昭和61年3月17日 海上自衛隊達第7号〔駆潜隊の廃止に伴う関係
海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕

昭和62年11月27日 海上自衛隊達第34号〔航空集団の改編等に伴う
関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

昭和63年4月8日 海上自衛隊達第20号〔海上自衛隊の病院の廃止
及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関
する達18条による改正〕

平成5年3月22日 海上自衛隊達第9号〔第1ミサイル艇隊の新編
等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条の改正〕

平成7年3月28日 海上自衛隊達第7号〔作戦情報支援隊の新編に
伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕

平成7年6月27日 海上自衛隊達第22号〔音響業務支援隊の廃止等
に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

平成9年1月20日 海上自衛隊達第1号〔海上幕僚監部調査部の改
組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関
する達9条による改正〕

平成10年12月2日 海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設等に伴
う関係海上自衛隊達等の整理に関する達17条による改正〕

平成12年3月3日 海上自衛隊達第5号〔第3次改正〕

平成13年3月22日 海上自衛隊達第11号〔舞鶴航空基地隊等の新編
に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕

平成13年6月26日 海上自衛隊達第31号〔航空施設隊の廃止及び機

動施設隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正]

平成13年8月1日 海上自衛隊達第39号〔第1輸送隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

平成14年2月19日 海上自衛隊達第6号〔第1輸送隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

平成14年3月22日 海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達16条による改正〕

平成15年3月26日 海上自衛隊達第19号〔海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達5条による改正〕

平成18年4月3日 海上自衛隊達第20号〔第1海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕

平成19年1月9日 海上自衛隊達第1号〔防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達13条による改正〕

平成21年7月31日 海上自衛隊達第61号〔自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

平成22年7月1日 海上自衛隊達第18号〔隊員の葬喪に関する達及び海士長以下の自衛官の帽章に表示する文字に関する達の一部を改正する達1条による改正〕

平成27年11月27日 海上自衛隊達第39号〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕

平成28年6月27日 海上自衛隊達30号〔掃海隊群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕

平成29年10月31日 海上自衛隊達27号〔音響測定隊の編制等の細部に関する達附則4項による改正〕

隊員の葬喪に関する達を次のように定める。

隊員の葬喪に関する達

隊員の葬喪に関する達(昭和30年海上自衛隊達第10号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この達は、海上自衛隊の隊員(自衛官候補生、非常勤隊員並びに訓練に従事中の予備自衛官及び予備自衛官補を含む。以下単に「隊員」という。)が死亡した場合に、海上自衛隊の行う葬送式その他の葬喪の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(葬喪の区分)

第2条 隊員が死亡した場合の葬喪の区分は、葬送式、一般葬儀及び葬儀とする。

(葬送式)

第3条 葬送式は、自衛隊の礼式に関する訓令(昭和39年防衛庁訓令第14号)第66条に規定する場合に行なうものとする。

(執行者)

第4条 葬送式の執行者(以下「執行者」という。)は、別表の右欄に掲げる者が死亡した場合において、それぞれ当該左欄に掲げる者とする。

- 2 隊員が派遣先で死亡した場合又はやむを得ない事情により前項の規定によりがたい場合には、当該隊員の執行者は、葬送式の執行を派遣先の執行者又はその他の者に委任することができる。

(葬送式の事前報告及び上申)

第5条 執行者は、自衛隊の礼式に関する訓令第66条第1号の規定による葬送式を行う場合には、あらかじめ次に掲げる事項について海上幕僚長に報告するものとする。

(1) 死亡者の所属、階級及び氏名

(2) 葬送式を行なう理由

(3) 葬送式の日時及び場所

(4) 経費その他の必要と認める事項

2 海上自衛隊の部隊(クルーを置く部隊に所属する自衛艦を除く。)及び機関(海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)の長並びにクルー長(以下「部隊等の長等」という。)は、隊員が公務以外で死亡した場合で、当該隊員の生前の功績が特に顕著であると認めるときには、葬送式の執行について前項各号に準じて順序を経て海上幕僚長に上申するものとする。

3 海上幕僚長は、自ら及び前項の規定により上申があつた場合において、特に功績が顕著であると認めたときには、葬送式の執行について防衛大臣に申請するものとする。

(葬送式の委員)

第6条 執行者は、すみやかに葬儀委員長及び葬儀委員若干名を指名するものとする。

2 葬儀委員は、遺族との連絡、ひつぎ、白布、弔辞、供花等の準備、会葬式場の管理、遺骨又は遺骸引渡手続等の業務を行うものとする。

(葬送式の会葬、弔辞、供物料)

第7条 執行者は、葬送式に際し、会葬のうえ弔辞及び供物料を贈ることができる。

2 部隊等の長等は、会葬のうえ弔辞もしくは供物料を贈り、又は単に弔電を贈ることができる。

(一般葬儀)

第8条 一般葬儀は、次の各号の一に該当する場合、部隊等で行う葬儀をいう。この場合部隊等の長等は、葬送式に準じて行うことができる。

- (1) 艦船乗組の隊員
 - (2) 営内居住の海曹長以下の自衛官及び自衛官候補生
 - (3) その他の隊員で遺族がない場合、又は遺族が葬儀を行わないか葬儀を行うことができない状態にある場合
- 2 部隊等の長等は、前項の規定にかかわらず、一般葬儀を行う必要があると認める場合は、第5条に準じて海上幕僚長の承認を受けなければならない。
 - 3 部隊等の長等は、前2項の規定による一般葬儀に際し、前条の規定に準じて弔意を表わすことができる。

(遺体の処置)

第9条 部隊等の長等は、一般葬儀を実施しない場合、状況により遺体の処置のみを行い遺族に引き渡すことができる。

(葬儀)

第10条 葬儀は、一般葬儀以外の遺族等が行う葬儀をいう。この場合、部隊等の長等は、第7条の規定に準じて弔意を表わすことができる。

- 2 部隊等の長等は、隊員の葬儀が部隊等から近距離の場所で行われる場合には、隊員を会葬させることができる。

附 則

この達は、昭和37年7月1日から施行する。

附 則〔第1潜水隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和37年8月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊東京業務隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理等に関する達の附則〕

この達は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則〔第1潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和40年2月1日から施行する。

附 則〔小月教育航空群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、昭和40年3月25日から施行する。第3条による海上自衛隊出納官吏等配置任命規則の改正規定中おしおに係る部分は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行に際し、第10条による海上自衛隊公印規則の改正規定中航空隊司令の印及び航空隊の印については、同改正規定にかかわらず、なお当分の間使用することができる。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和42年3月3日から施行する。

附 則〔自衛隊法第17条の2の改正規定の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和42年7月28日から施行する。

附 則〔呉潜水艦基地達の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則〔中央通信隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和43年3月16日から施行する。ただし、阪神基地隊、大阪派遣隊及び阪神警務分遣隊並びに市ヶ谷業務分遣隊に係る部分は、同月30日から施行する。

附 則〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和44年7月29日から施行する。

附 則〔海洋業務隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和44年10月1日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和45年9月24日から施行する。

附 則〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則〔第2潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則〔海上自衛隊警務隊の運用等に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

1 この達は、昭和51年5月11日から施行する。

附 則〔海上自衛隊潜水医学実験隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和52年12月27日から施行する。

附 則〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和55年3月17日から施行する。

附 則〔海曹長階級の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和55年12月5日から施行する。

附 則〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則〔電子業務支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和57年3月27日から施行する。

附 則〔誘導武器教育訓練隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則〔駆潜隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和61年3月19日から施行する。

附 則〔航空集団の改編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の

附則]

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則 [第1ミサイル艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成5年3月22日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定中防空陸警隊に係る改正規定は、同月31日から施行する。

附 則 [作戦情報支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成7年3月30日から施行する。

附 則 [音響業務支援隊の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成7年6月30日から施行する。

附 則 [海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則 [補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則 [第3次改正による附則]

この達は、平成12年3月9日から施行する。ただし、掃海業務支援隊司令に係る部分は、同月13日から施行する。

附 則 [舞鶴航空基地隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成13年3月24日から施行する。ただし、特別警備隊に係る部分は、同月27日から施行する。

附 則 [航空施設隊の廃止及び機動施設隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成13年6月27日から施行する。

附 則 [第1輸送隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成13年8月10日から施行する。

附 則 [第1輸送隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成14年3月12日から施行する。

附 則 [海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただしミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則 [海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則 [第1海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成18年4月3日から施行する。

附 則 [防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則抄]

1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 [自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則〔隊員の葬喪に関する達及び海士長以下の自衛官の帽章に表示する文字に関する達の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成22年7月1日から施行する。

附 則〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成27年12月1日から施行する。

附 則〔掃海隊群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成28年7月1日から施行する。

附 則〔音響測定隊の編制等の細部に関する達の附則抄〕

1 この達は、平成29年11月1日から施行する。

別表（第4条関係）

海上幕僚長	海上幕僚監部に所属する隊員並びに自衛艦隊、護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、地方隊及びその他の防衛大臣直轄部隊又は機関の長
自衛艦隊司令官	自衛艦隊司令部に勤務する隊員、特別警備隊に所属する隊員及び自衛艦隊司令官直属の部隊の長（護衛艦隊司令官、航空集団司令官及び潜水艦隊司令官を除く。）
護衛艦隊司令官	護衛艦隊司令部に勤務する隊員及び護衛艦隊司令官直属の部隊の長
航空集団司令官	航空集団司令部に所属する隊員、航空集団司令官直属の部隊の長並びに航空管制隊、航空修理隊及び機動施設隊に所属する隊員
潜水艦隊司令官	潜水艦隊司令部に勤務する隊員及び潜水艦隊司令官直属の部隊の長
地方総監	地方総監部に所属する隊員、地方隊直轄自衛艦の乗組員、地方隊の各隊の長、掃海隊の編成に加わる自衛艦の乗組員並びに基地業務隊、衛生隊、音楽隊、父島基地分遣隊及び稚内基地分遣隊に所属する隊員
教育航空集団司令官	教育航空集団司令部に所属する隊員及び教育航空集団司令官直属の部隊の長
練習艦隊司令官	練習艦隊司令部に勤務する隊員、練習艦隊直轄自衛艦の乗組員及び練習艦隊司令官直属の部隊の長
掃海隊群司令	掃海隊群司令部、掃海業務支援隊本部及び呉掃海業務支援分遣隊に勤務する隊員、掃海隊群司令直属の部隊の長並びに掃海隊及び輸送隊の編成に加わる自衛艦の乗組員

システム通信隊群司令	システム通信隊群に所属する隊員
海上自衛隊警務隊司令	それぞれの隊に所属する隊員
海上自衛隊潜水医学実験隊司令	
印刷補給隊司令	
東京音楽隊長	
海上自衛隊東京業務隊司令	
学 校 長	学校に所属する隊員
海上自衛隊補給本部長	海上自衛隊補給本部に所属する隊員
海上自衛隊艦船補給処長	海上自衛隊艦船補給処に所属する隊員
海上自衛隊航空補給処長	海上自衛隊航空補給処及び海上自衛隊航空補給所支処に所属する隊員
海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長	病院に所属する隊員
護衛隊群司令	護衛隊群司令部に勤務する隊員及び護衛隊群司令直属の部隊の長
海上訓練指導隊群司令	海上訓練指導隊群に所属する隊員
航空群司令	航空群に所属する隊員
潜水隊群司令	潜水隊群司令部に所属する隊員、潜水隊群潜水隊群司令直轄自衛艦の乗組員及び潜水艦基地隊に所属する隊員及び潜水隊群司令直属の部隊の長
情報業務群司令	情報業務群に所属する隊員
海洋業務・対潜支援群司令	海洋業務・対潜支援群司令部、対潜資料隊、対潜評価隊、海洋観測所及び音響測定所に勤務する隊員、海洋業務・対潜支援群直轄自衛艦の乗組員並びに海洋業務・対潜支援群司令直属の部隊の長
開発隊群司令	開発隊群司令部、指揮通信開発隊、艦艇開発隊及び航空プログラム開発隊に勤務する隊員、開発隊群直轄自衛艦の乗組員並びに開発隊群司令直属の部隊の長
教育航空群司令	教育航空群に所属する隊員
練習潜水隊司令	練習潜水隊に勤務する隊員及び練習潜水隊の編成に加わる自衛艦の乗組員

潜水艦教育訓練隊司令	潜水艦教育訓練隊に所属する隊員
護衛隊司令	護衛隊に勤務する隊員及び護衛隊の編成に加わる自衛艦の乗組員
潜水隊司令	潜水隊に勤務する隊員及び潜水隊の編成に加わる自衛艦の乗組員
輸送隊司令	輸送隊に勤務する隊員及び輸送隊の編成に加わる自衛艦の乗組員
海上補給隊司令	海上補給隊に勤務する隊員及び海上補給隊の編成に加わる自衛艦の乗組員
海上訓練支援隊司令	海上訓練支援隊に勤務する隊員及び海上訓練支援隊の編成に加わる自衛艦の乗組員
海洋観測隊司令	海洋観測隊に勤務する隊員及び海洋観測隊の編成に加わる自衛艦の乗組員
音響測定隊司令	音響測定隊に勤務する隊員及び音響測定隊のクルーに勤務する隊員
練習隊司令	練習隊に勤務する隊員及び練習隊の編成に加わる自衛艦の乗組員
地方隊の各隊の長 〔掃海隊、基地業務隊、衛生隊、音楽隊、父島基地分遣隊及び稚内基地分遣隊を除く。〕	それぞれの隊に所属する隊員
航空集団司令官直属の航空隊司令	それぞれの隊に所属する隊員
教育航空集団司令官直属の教育航空隊司令	教育航空隊に所属する隊員